管理番号	

文書番号	ＱＢ０８－０４	１
所管部署	購買課	

測定機器管理要領

第４版

制定日 ２００２ 年 １０月 ３０ 日
改訂日 ２００８ 年 ５月 ８ 日

承　認	作　成
管理責任者	購買課長
2008.5.8	2008.4.28

株式会社　竹花組

制定・改訂履歴表

制定・改訂番号	制定・改訂年月日	対象頁	記　　事 （改訂時における変更及び理由など）
０１	2002.10.　30	全頁	ISO 9001:2000を適用して新規制定
０２	2003.6.　 5	全頁	組織の変更による改訂
０３	2005.4.13	6.7頁	2005.2　定期内部監査後の見直し　測定機器日常点検表の廃止
０４	2008.5.8	6頁	測定機器使用前の校正期限確認の追加　赤字部分改定

（目次）　　頁

表　紙 1
制定／改訂履歴 2
目　次 3

１．一　　般 4
1.1 目　　的 4
1.2 適用範囲 4
２．測定機器の管理 4
３．精度管理（校正）の対象となる測定機器 4
４．測定機器の識別 4
4.1 識別番号の採番 4
4.2 登　　録 4
4.3 識別番号の表示 5
５．新規購入測定機器の受入 5
６．測定機器の取扱い、保守、保管 5
７．測定機器の校正 5
7.1 トレーサビリティ体系 5
7.2 校正及び調整の実施 5
7.3 校正状態の保護 5
８．測定機器の日常点検 6
９．判定基準を満たさない測定機器の取扱い 6
10. 精度不良が発見された場合の被測定物の処置 6
11. 校正・修理の記録 6
12. 測定機器の廃棄 7
13. リース及び購入先持込みの測定機器の管理 7
13.1 校正管理 7
13.2 日常点検 7
14. 品質記録の維持 7

１．一　　般

1.1 目　　的

この要領は、当社の測定機器の管理方法について定め、業務を的確に運営することにより、測定機器の精度を常に良好な状態に保ち、製品の規定要求事項への適合性を保証することを目的とする。

1.2 適用範囲

この要領は、当社で使用する測定機器の管理に関する業務に適用する。

リース及び購入先持込みの測定機器の管理に関しては、この要領の13項に定める。

２．測定機器の管理

(1) 測定機器の管理責任者は*購買課長*とし、*購買課*の測定機器担当者（以下、測定機器担当者という）を選任し、次の事項を行わせる。

①測定機器の受入、採番、登録及び識別表示に関する事項

②測定機器の修理、校正・保全に関する事項

③測定機器の廃棄に関する事項

但し、特定の工種にのみ使用する測定機器は、その工種を施工する施工担当部署が管理する。

(2) 作業所における測定機器の管理は、現場責任者が行う。

３．精度管理（校正）の対象となる測定機器

(1) 下記に該当する測定機器は、校正を実施する。

①製品の検査・試験に使用するもので、製品の品質に直接影響を与える測定機器

②安全上、法律上その他の特別な理由で精度維持を必要とする測定機器

③*購買課*で管理する測定機器は、レベル、トランシット、光波距離計とする。

(2) 測定機器担当者は、校正による精度管理を行う測定機器（以下、校正対象測定機器という）、及び校正による精度管理を行わない測定機器（以下、校正対象外測定機器という）の区分指定を行い、識別する。

４．測定機器の識別

4.1 識別番号の採番（レベル、トランシット、光波距離計）

測定機器を識別するための識別番号は、次のとおり構成する。

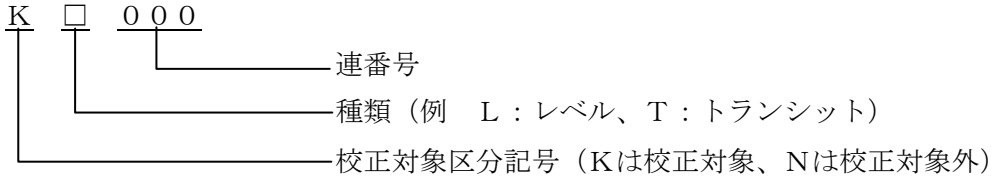

4.2 登　　録

(1) 測定機器担当者は、校正対象測定機器に、識別番号を採番し、「測定機器登録リスト（校正対

象）」に登録するとともに、「測定機器管理台帳」を作成して、識別番号、名称、型式、製造番号、メーカー、購入日、廃棄日、校正記録、修理記録などを記入して管理する。

(2) 校正対象外測定機器は、識別番号の区分記号をＮとして採番し、測定機器種別ごとに「測定機器登録リスト（校正対象外）」に登録する。

4.3 識別番号の表示

測定機器担当者は登録後、測定機器に識別番号、校正有効期限などを明示した識別番号ラベルを貼付する。なお、貼付できない場合は、識別番号、校正有効期限を明示した札を添付する。

５．新規購入測定機器の受入

測定機器担当者は、新規購入測定機器について受入確認を行い、４項に従って、識別番号の採番、「測定機器登録リスト」への登録、「測定機器管理台帳」の作成、測定機器への識別番号ラベルの貼付などを行う。

６．測定機器の取扱い、保守、保管

測定機器担当者、現場責任者及び測定機器の使用者は、測定機器をそれぞれの取扱説明書に従って、取扱い、保守、保管し、損傷及び劣化しないよう保護する。

７．測定機器の校正

測定機器担当者は、校正対象測定機器について、定期的に校正を実施し、その精度を維持する。

7.1 トレーサビリティ体系

当社が使用する測定機器の国家標準へのトレースの証拠は、購入先（校正委託会社）の校正証明書による。

7.2 校正及び調整の実施

測定機器担当者は、「測定機器管理台帳」に基づき、２年の校正周期で測定機器の校正を次の手順で実施する。また、必要に応じ、調整（修理を含む）又は再調整を購入先（校正委託会社）に依頼する。

(1) 測定機器の校正を所定の購入先に委託する。

(2) 校正済測定機器の受入時に、検査成績書、校正証明書、外観などを確認し、適否を判定して「測定機器管理台帳」（校正記録欄）に確認結果を記入する。

(3) 校正において、国際標準、国家標準にトレースできない場合は、校正に使用した基準を校正証明書などで確認する。

(4) 校正済の測定機器に、新しい校正有効期限を明示した識別番号を貼付する。

7.3 校正状態の保護

測定機器担当者は、測定機器に校正によって行った設定及び測定した結果が、無効になるような操作ができないよう、可能な保護手段を講じる。

８．測定機器の日常点検

(1) 現場責任者は、現場で製品の検査、試験に使用するレベル、トランシット、光波距離計について、使用前に校正の有効期限を確認し、期限切れの場合は購買課に連絡して校正を依頼する。

(2) ~~(1)~~ 測定機器の使用者は、測定機器の使用前に~~「測定機器日常点検表」に基づいて点検し、結果を記入する。~~*校正期限内か、外部の傷、がたつき、足の締り、バッテリー等の点検を行なう。（2005.4.13　二重取消し部分を斜線部分に改訂）*

(3) ~~(2)~~ 測定機器の使用者は、破損及び目盛りが不明などの異常が発見された場合は、使用を中止し、現場責任者の指示に従い、処理する。

(4) ~~(3)~~ 巻尺、コンベックスについては、ＪＩＳ　１級品を使用することとし、日常使用するものは、検査担当者が使用前に確認し、異常が認められるものは工事日誌に記述し、廃棄、交換する。

９．判定基準を満たさない測定機器の取扱い

校正において不合格となった場合は、測定機器担当者は、「測定機器不適合対策書」を作成し、施工担当部署長の承認を得て次の処置を行う。

(1) 修理を要するものは、その旨を表示して使用を禁止し、速やかに修理を行った後、校正を行う。

(2) 使用不可、修理不可で廃棄するものは、その旨を表示して使用を禁止し、速やかに12項に定める手順に従い廃棄する。不適合対策処置の結果は、「測定機器不適合対策書」に記録する。

10．精度不良が発見された場合の被測定物の処置

校正の結果、校正基準からの外れが発見された場合、*購買課長*は各部署の協力を得て、次のとおり処置する。

(1) 精度不良の測定機器を使用して検査を実施した結果が、製品の品質に影響を及ぼす可能性のある範囲を特定する。なお、製品の品質への影響が無い場合も、その旨を記述した記録を残す。

(2) 特定した範囲について、その影響が発生しはじめたと推測できる日、又は前回の校正日にさかのぼって、検査の対象となった被測定物を特定する。

(3) 特定した被測定物の検査又は試験の記録により、測定値の偏りなどを考慮し、被測定物について、修正の要否を判断する。

(4) 修正が必要な場合は、「測定機器不適合対策書」に必要事項を記入して、担当現場責任者に送付し、再測定の指示を行う。

(5) 担当現場責任者は、指示に基づいて再測定を実施し、再測定の結果を「測定機器不適合対策書」に記入して、施工担当部署長に送付し報告する。

(6) 施工担当部署長は、修正の結果を確認し、承認する。

11．校正・修理の記録

測定機器担当者は、校正の実施結果及び修理の実施結果を「測定機器管理台帳」（校正記録欄及び修理記録欄）に記入する。

校正、修理を購入先（校正委託会社）に委託した場合は、その会社名を記入する。

12. 測定機器の廃棄

測定機器担当者は、測定機器を廃棄する場合、*購買課長*の承認を得て、以下の手順により実施する。

(1) 測定機器に貼付又は添付してある識別番号ラベル、札を取り去った後、廃棄する。

(2) 「測定機器登録リスト」（校正対象、校正対象外）及び「測定機器管理台帳」に廃棄の記録を行う。

(3) 廃棄した測定機器の識別番号は、欠番とする。

13. リース及び購入先持込みの測定機器の管理

現場責任者は、作業所で使用するリース及び購入先持込みの測定機器について、次の校正管理及び日常点検を実施する。

13.1 校正管理

(1) 現場責任者は、３項に基づいて、精度管理（校正）の対象となる測定機器を明確にし、「工事品質計画書」に記載する。

(2) 現場責任者は、測定機器を作業所に受け入れる際、有効期限と校正証明書又は検査成績書を確認する。

(3) 現場責任者は、施工中に有効期限の切れた測定機器を、校正済の測定機器と交換させる。

13.2 日常点検

現場責任者は、８項に従って、リース及び購入先持込みの測定機器の日常点検を実施する。

14. 品質記録の維持

(1) 測定機器の管理に関する品質記録は、次のとおりとする。

①「測定機器登録リスト（校正対象、校正対象外）」

②「測定機器管理台帳（校正証明書付き）」

③「測定機器不適合対策書」

④「測定機器日常点検表」

(2) 測定機器の管理に関する品質記録は、「品質文書管理要領」に従い、施工担当部署において、所定の期間、維持する。

■引用文書

「品質文書管理要領」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（QB01）

測定機器登録リスト（校正対象、校正対象外）・・・・・（QC08-1）

測定機器管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（QC08-2）

~~測定機器日常点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（QC08-3）~~（2005.4.13　廃止）

測定機器不適合対策書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（QC08-4）